

北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等の先行的取組事例について

概要

- 変圧器・コンデンサー等の処理完了に向けた自治体等の取組事例を整理した。
- 早期処理連絡会等の機会で、北九州事業地域以外の事業地域の自治体への展開を図ってきた。
- 先行的取組事例は、主に①処分期間後の新規発見事例、②行政処分の事例。

1. 処分期間後の新規発見事例

1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ

- ①電気主任技術者、②整理解体、③自家用電気工作物以外の調査、④試薬、⑤自治体の取組、⑥その他(廃墟、銘板の貼り替え疑いなど)

1-2. 掘り起こし調査との関係性

- ① 新規発見事案と掘り起こし調査の関係
- ② 掘り起こし調査で「保有無し」と回答した事業者の事例と調査の留意点
- ③ アンケート調査対象外の事業者の事例と調査の留意点

2. 自治体による行政処分の事例

- 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分(改善命令及び代執行の事例)
- 2-2. 年度末(平成31年1月～3月)の行政処分等(いとま無き代執行の事例)
- 2-3. 行政処分に関する留意事項
- 2-4. 行政処分に係る規定の解釈・運用における疑義への考え方
- 2-5. 高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援
- 2-6. 産廃振興財団による支援業務の事例

北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等の先行的取組事例について

① 処分期間後の新規発見事例

- 処分期間後(平成30年度)に、変圧器、コンデンサー等が新規に発見された事例が241件あった。
- 新規発見のきっかけについて整理し、具体的な事例を紹介するとともに、今後の掘り起こし調査等において留意すべき点をまとめた。

新規発見のきっかけ	事案数	今後留意すべき点
① 電気主任技術者関連	53件	掘り起こし調査における保管事業者と電気主任技術者との連携が重要。
② 整理・解体関連	56件	掘り起こし調査、立入調査時は施設を隅々まで確認する。
③ 自家用機器以外の調査等関連	23件	病院、空港、教育機関等で使用される古い装置や機器に内蔵されている可能性がある。
④ 試薬関連	19件	処分期間内の廃棄義務への認識が低いため、呼びかけや薬品保管庫等の調査が必要。
⑤ 自治体の取組関連	15件	特措法届出内容を精査する。疑わしい事業者へは早めに立入調査を実施する。
・ その他＋不明	75件	—
合計	241件	—

北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等の先行的取組事例について

②行政処分の事例

平成30年度

違反状態

処分期間
(H30.3末)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

処分期間内に未処分

新規発見

計画的処理
完了期限
(H31.3末)

指導等に基づき保管事業者自ら処分委託

【改善命令】

- 処分の見込みがない保管事業者に命令発出(6月～12月)
- 一部は命令期間内に履行完了

【いとま無き代執行】
新規発見次第、直ちに
代執行(2～3月)

①

②

【代執行】

- ①命令不履行(11月～12月)
- ②保管事業者不存在(8月～2月)

命令期間後に自ら処分委託

- 報告徴収・立入検査等を駆使した掘り起こし調査

- 処理困難者の特定、処分期間内のJESCO契約の指導

- 保管事業者不存在等により代執行確定事案の特定

- 翌年度の行政処分等に係る予算確保

②行政処分の事例

【改善命令・代執行】

- 平成30年末(～12月)までで、改善命令を9件、代執行(命令違反、不明・不存在)を11件実施。
- 具体的な事例について、保管事業者の業種、処分への認識、命令発出の経緯・状況について写真を多用しつつ紹介。

【いとま無き代執行】

- 平成30年度末(1～3月)は、いとま無き代執行(改善命令のいとまが無い)を20件実施。不明・不存在による代執行も5件実施。
- いとま無き代執行の運用のあり方については、事前に環境省から自治体に通知し、説明会も開催して周知を図った。
- 新規発見の経緯、代執行の様様、JESCO搬入までの実際のスケジュール等について写真を多用しつつ紹介。

- 行政処分の実施にあたり、処理困難者のパターン、確実なJESCO契約(契約発効)の重要性、予算の確保の必要性等、取組事例を受けて留意すべき事柄を説明。
- 行政処分に係る法令の規定の解釈・運用における疑義への考え方についても説明。